

あわらし市監査委員告示 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわらし市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

あわらし市監査委員 伊東 秀一

あわらし市監査委員 笹原 幸信

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査（補助金）

2 監査の範囲

令和3年度における補助事業の出納その他の事務の執行状況

3 監査の対象

所管課	補助事業名	補助事業者	補助金の額
市民協働課	あわらし市特定空家等 除却支援補助金	見澤 幸治	1,000,000 円
”	あわらし市空き家取得 支援補助金	株式会社ヒゲ農園 代表取締役 関 賢一郎	1,000,000 円
”	あわらし市空き家 リフォーム支援補助金	株式会社ヒゲ農園 代表取締役 関 賢一郎	1,000,000 円
観光振興課	あわらし湯けむり映画祭 開催事業補助金	あわらし湯けむり映画祭 実行委員会 委員長 笹原 修之	1,200,000 円

4 監査の期間

令和4年6月28日から令和4年8月31日まで

5 監査の方法

市の補助金が交付条件に従って活用され十分効果が上げられているか、また収支の会計経理は適正か、さらに補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かなどに主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の照合その他通常実施すべき監査を実施した。

6 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね適正に執行されているものと認められた。

(1) あわら市特定空家等除却支援補助金

指摘事項なし

(2) あわら市空き家取得支援補助金

指摘事項なし

(3) あわら市空き家リフォーム支援補助金

指摘事項なし

(4) あわら湯けむり映画祭開催事業補助金

《指摘事項》

・会計区分の明確化

あわら湯けむり映画祭実行委員会では、実行委員会会計（補助金会計）とサポーターズ会計（自主財源会計）を管理しているが、この二つの会計を混同して処理されている事案が見受けられた。

今後は、会計を明確に分けて処理するとともに、自主財源を確保しながら補助金の縮小が図られるよう努力すること。

・あわら湯けむり映画祭実行委員会への指導監督

当該実行委員会への指導監督については、担当課において補助金等交付申請書および完了実績報告書等について精査し、補助金が事業の目的に対して適正かつ効率的に使用されているか確認を行うこと。